

コンプライアンス管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条

本規定は、NTP インポート HD 株式会社(以下「当社」という)におけるコンプライアンス(法令等遵守)に関する基本事項を定め、業務の健全かつ適切な運営を確保し、顧客および社会からの信頼を維持することを目的とする。

(定義)

第2条

本規定において「コンプライアンス」とは、法令、社内規定、社会規範および企業倫理を遵守することをいう。

2. 遵守すべき「法令等」には、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪収益移転防止法等の関係法令に加え、金融庁が定める「保険会社向けの総合的な監督指針」を含むものとする。

(基本方針)

第3条

当社は、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置づけ、全役職員が法令等を誠実に遵守し、公正かつ誠実な業務運営を行うことを徹底する。

第 2 章 推進体制

(法令等遵守責任者および体制)

第 4 条

当社におけるコンプライアンスに関する責任体制および役割は、以下の通り定める。

役割	担当者・部署	主な職責
法令等遵守責任者	事業責任者	コンプライアンス態勢の総括、方針決定、違反時の最終判断および保険会社への報告。
推進者	事業部長	コンプライアンスに関する教育・指導、モニタリング、関係各所との連絡調整。
拠点責任者	各店店長	管下従業員への日常的な指導・監督、不適正事案の早期発見および報告。
社員	全役職員	法令等の遵守、禁止行為の確認、違反等の報告義務。

1.法令等遵守責任者は、各社・各拠点におけるコンプライアンスの状況を統括管理する。

第 3 章 遵守事項および対応

(遵守すべき法令および禁止事項)

第 5 条

役職員は、第 2 条に定める法令等を遵守するとともに、別途「NTP インポート HD 保険スタンダード」に定める「募集行為に関する禁止行為(15 項目)」、「過度な便宜供与の禁止」、「特別利益の提供禁止」等の不適正な行為を行ってはならない。

(法令等違反発生時の対応)

第 6 条

役職員は、自らまたは他の従業員において、法令等に違反する行為、またはその恐

れがある事実(不適正事案)を発見した場合は、直ちに以下の報告ルートに基づき報告しなければならない。

【報告・対応ルート】

1. 発見者は、直ちに拠点責任者(店長)へ報告する。
2. 拠点責任者は、速やかにインポート事業部長へ報告・相談を行う。
3. 法令等遵守責任者は、事案の内容を確認し、担当保険会社への報告および対応指示を行う。
4. 不適正事案への対応にあたっては、自己判断による処理や隠蔽を行わず、必ずインポート事業部の指示に従い、保険会社と連携して対応しなければならない。

(反社会的勢力への対応)

第7条

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固として拒絶する。

(コンプライアンス研修)

第8条

会社は、コンプライアンス意識の醸成および知識の習得を図るため、必要に応じて研修や確認テスト(四半期ごと等)を実施する。

第4章 雑則

(懲戒)

第9条

本規定および法令等に違反した従業員に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(改廃)

第10条

本規定の改廃は、インポート事業部の決定により行う。

附則

本規定は、2026年2月27日より施行する。